解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月八日山口地方裁判所宇部支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

山口県宇部市大字棚井一〇〇五番地一

宗教法人照教寺

清算人　弁護士　前田　琢治

連絡先　山口県宇部市松山町一丁目四―一　前田法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

高知市高須三丁目一番二八号

医療法人康仁会

清算人　濵田　康生

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

石川県野々市市本町三丁目七番一二号

医療法人社団大倉外科医院

清算人　大倉　典子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

山口県柳井市伊保庄一二八〇番地

農事組合法人讃気

清算人　檜垣　巖

清算人　松永　茂夫

清算人　宗里　勝

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

高知県香南市野市町西野二一九二番地二

医療法人レザレクト

清算人　藤川　義久

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

新潟県新潟市南区上曲通四〇一番地一

宗教法人西来寺

清算人　西方　秀成